

新たな情報財検討委員会報告書の概要

平成29年3月

内閣府 知的財産戦略推進事務局

新たな情報財検討委員会について

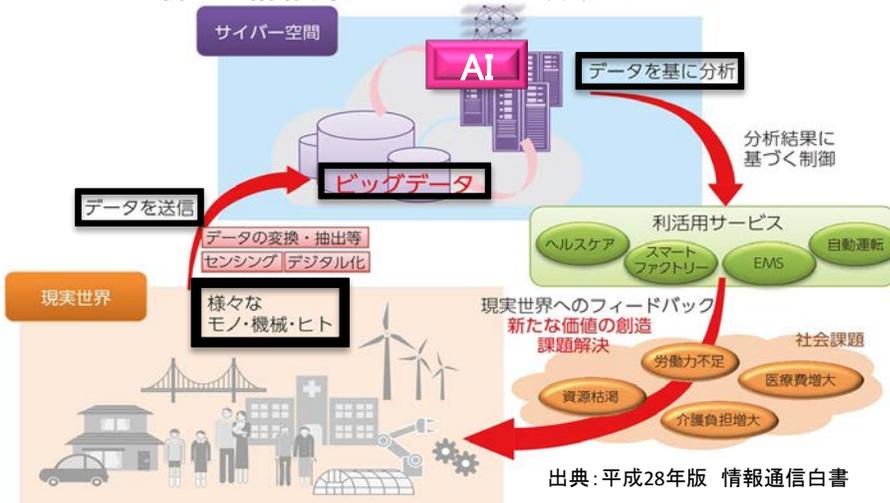
知的財産推進計画2016における記載

＜＜新たな情報財の創出に対応した知財システムの構築＞＞
 (人工知能によって自律的に生成される創作物・3Dデータ・ビッグデータ時代のデータベース等に対応した知財システムの検討)

AI創作物や3Dデータ、創作性を認めにくいデータベース等の**新しい情報財**について、例えば市場に提供されることで生じた価値などに注目しつつ、**知財保護の必要性や在り方について、具体的な検討を行う。**

- 知的財産推進計画2016で具体的に検討を行うとされた新しい情報財については、今後、その利活用が、小説、音楽、絵画などのコンテンツ産業に限らず、その他産業（製造業、農業、広告宣伝業、小売業、金融保険業、運輸業、健康産業など）にも波及することが想定され、その基盤となる知財システムの構築を進めることが産業競争力強化の観点でますます重要になってきている。
- これを踏まえ、データやAI(AI学習のプロセスや生成物)などの**新たな情報財の利活用促進の基盤となる知財システムの在り方**について、「**新たな情報財検討委員会**」(共同委員長:中村伊知哉 慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授、渡部俊也 東京大学政策ビジョン研究センター教授)において、議論(第1回会合 平成28年10月31日開催、平成29年3月13日にとりまとめ)

＜新たな情報財(データ・AI)の利活用のイメージ＞



新たな情報財の利活用促進のための知財システムの検討

- 「価値あるデータ」に関する契約や流通基盤構築の支援
- 「価値あるデータ」の円滑な流通の基盤となる公正な競争秩序の構築、利活用促進のための権利の検討
- AI学習用データの作成の促進に関する環境整備
- AIの生成過程に関する知財制度上の整理

新たな情報財検討委員会(計20名)

飯田 陽介	トヨタ自動車(株)知的財産部企画統括室長
今枝 真一	楽天(株)法務部知的財産課シニアマネージャー
上野 達弘	早稲田大学法学学術院教授
奥邨 弘司	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
川上 量生	カドカワ(株)代表取締役社長
喜連川 優	国立情報学研究所所長、東京大学生産技術研究所教授
木全 政弘	(一社)日本知的財産協会常務理事(三菱電機知的財産センター長)
清水 亮	(株)UEI代表取締役
瀬尾 太一	(一社)日本写真著作権協会常務理事(公社)日本複製権センター副理事長
関口 智嗣	(国研)産業技術総合研究所情報・人間工学領域領域長
戸田 裕二	(株)日立製作所知的財産本部副本部長
◎ 中村 伊知哉	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授
根本 勝則	(一社)日本経済団体連合会常務理事
林 いづみ	弁護士、桜坂弁護士事務所パートナー
福井 健策	弁護士、骨董通り法律事務所
別所 直哉	ヤフー(株)執行役員 コーポレート統括本部
宮島 香澄	日本テレビ放送網(株)報道局解説委員
森 亮二	弁護士、英知法律事務所
柳川 範之	東京大学大学院経済学研究科教授
◎ 渡部 俊也	東京大学政策ビジョン研究センター教授

データの利活用促進のための知財制度の在り方について

【現状と課題】

- IoTの進展等により膨大なデータ(ビッグデータ)を効率的に収集・共有できる環境が実現し、個人情報を含むデータ利活用に関する一定の法的な基盤^{※1}も整備されつつある中で、他社等保有のデータと掛け合わせるなどのデータ利活用による新サービスの創出、産業競争力強化が期待されている。
- 一方で、データを利活用した**ビジネスモデルやデータ流通基盤が十分に確立されていないことや、不正利用された場合の対応に関する懸念や不安**などを背景に、必ずしも十分なデータ利活用がなされているとは言えない状況である。
- 現行知財制度上、著作権等の対象とならない価値あるデータを営業秘密として秘匿する以外には、逆に無制限・無条件で利活用させる^{※2}しか選択肢がなく、**一定の条件で広く利活用が進むことを支援するような法的な枠組みはなく、業種の垣根を越えて「知」を共有し、連携・協働を進めるオープンイノベーションが阻害されている可能性がある。**

※1 官民データ活用推進基本法(平成28年12月7日成立・同月14日公布)
改正個人情報保護法(平成27年9月3日成立・同月9日公布)

※2 広告等の他事業で利益を図る目的など

【具体的に検討を進めるべき事項】

➤ データ利用に関する契約の支援

価値あるデータの利用に関する**契約ガイドライン等を策定**することにより、データ利用とデータ創出への寄与度等に応じた利益分配などに関する留意点を整理することについて、具体的に検討を進める。

➤ 健全なデータ流通基盤の構築

情報セキュリティ確保のための取組や、価値あるデータの利活用・流通基盤に関する実証などの環境整備を進めるとともに、データ取引市場などの**データ流通基盤の中で、利用とそれに伴う利益分配に関する事実上のルールを作る**ことについて、具体的に検討を進める。

➤ 公正な競争秩序の確保

価値あるデータの保有者及び利用者が、安心してデータを提供しかつ利用できる**公正な競争秩序を確保**するため、新たな不正競争行為の対象となるデータや行為について、産業の実態を踏まえ、具体的に検討を進める。

【引き続き検討すべき事項】

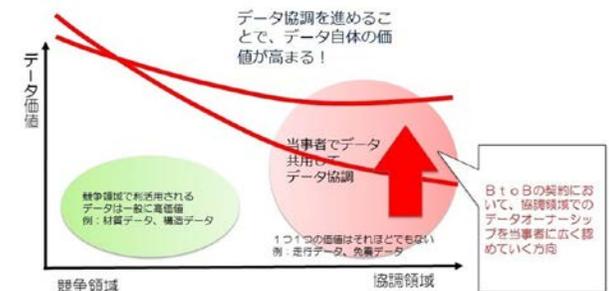
➤ 利活用促進のための制限のある権利の検討

データ利活用ビジネスの動向やデータ取引市場の状況、諸外国の検討状況等を注視しつつ、制限のある権利について必要かどうかも含めて引き続き検討する。

【本検討委員会の主な検討対象】

データの種類	個人に関わらないデータ	匿名加工されたデータ	個人情報を含むデータ
原資			
民間の投資等	今回の主な検討対象		
公的資金			

【データの利活用と価値の関係イメージ】



出典: 新たな情報財検討委員会第4回会合資料6(経済産業省(情報経済課)説明資料)

人工知能(AI)の作成・利活用促進のための知財制度の在り方について

【現状と課題】

- AI(特定機能を有するAI)※は、すでに、かな漢字変換など様々な種類が存在し、利活用されているが、昨今、深層学習(ディープラーニング)という手法が登場したことで画像認識等の結果の精度が向上し、CT画像等によるガンの判定で活用されるなど**幅広い産業への応用が広がる**ことが期待されている。
※ 汎用的なAIは、実現可能性の見通しがついていない。
- 産業競争力強化の観点から、AIの作成・利活用を促進することが求められているが、機械学習を用いたAIの生成過程の要素(「学習用データ」、「学習済みモデル」、「AI生成物」等)について、**学習用データの作成に支障があるとの指摘や多大な投資等を行う必要がある学習済みモデル等の現行知財制度上の保護が不十分との指摘**もあり、検討する必要がある。

【具体的に検討を進めるべき事項等】

➤ 学習用データの作成の促進に関する環境整備

我が国のAIの作成の促進に向け、特定当事者間を超えて学習用データを提供・提示する行為について、**新たな時代のニーズに対応した著作権法の権利制限規定**に関する制度設計や運用の中で検討を進める。

➤ 学習済みモデルの適切な保護と利活用促進

- AIの技術の変化は非常に激しく、諸外国での検討も進んでいないため、新たな権利については引き続き検討することとし、まずは、**契約による適切な保護の在り方**について、具体的に検討を進める。
- 特許化する際の具体的な要件や特許発明の保護され得る範囲について、検討を進める。

➤ AI生成物に関する具体的な事例の継続的な把握

【引き続き検討すべき事項等】

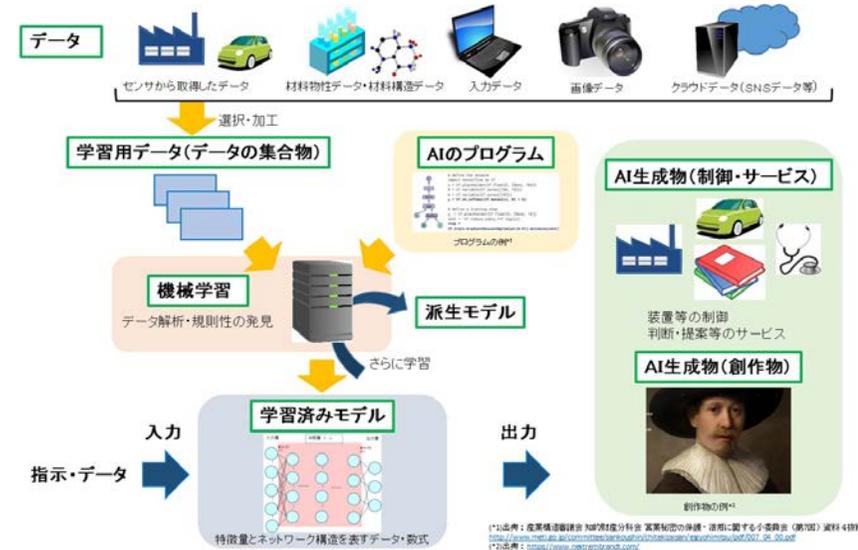
➤ AIのプログラムの知財制度上の在り方

当面、現行法とは異なる権利を付与する等は行わず、引き続き、AIのプログラムの技術の変化や利活用状況を注視していく。

➤ AI生成物の知財制度上の在り方

AIが悪用される場合や、AI生成物に関する人間の創作的寄与の程度の考え方について、AIの技術の変化等を注視しつつ、具体的な事例に即して引き続き検討する。

【機械学習を用いたAIの生成過程のイメージ】



【AI生成物の分類のイメージ】

人間の創作的寄与の有無	AI生成物の種類	「創造的活動により生み出されるもの」※に相当する出力(データ) ※ 知的財産基本法第2条第1項		その他の出力(データ)
	寄与なし	著作物に相当するもの(音楽、絵画/イラスト、小説など)	発明、意匠その他に相当するもの	
寄与なし	AI創作物※ ※ 知的財産推進計画2016において、現行知財制度上の権利の対象とならぬと整理されていることに留意が必要である。			判定・判断・提案結果など
寄与あり		AIを道具として利用した創作物		